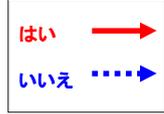


令和8年度協定の応募条件判定フロー



判定スタート

(1) 地方自治法施行令第167条の11に該当する者でない

(2) 応募の受付期限日から協定締結者決定日までの期間について、「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」に規定する以下のアからウのいずれかの事由により、指名停止期間中でない
 ア 「別表その1 県内において生じた事故等に基づく措置基準」各号に掲げる措置要件に該当するものうち、悪質性が高いと認められるもの
 イ 「別表その2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準」各号に掲げる措置要件に該当するものうち、悪質性が高いと認められるもの
 ウ 「別表その3 暴力的組織等に対する措置基準」各号

(3) 「福岡県建設工事競争入札参加者の格付け及び選定要綱」第7条第2項の規定に基づく措置期間中でない

(4) 「会社更生法」に基づく更生手続き開始の申立がなされている者又は「民事再生法」に基づく再生手続きの開始がなされていない

(5) 建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、「主たる営業所」を協定を締結する当該県土整備事務所管内に有している。
 または、「建設業法」第3条第1項に規定する営業所のうち、「主たる営業所」を福岡県内に有し、かつ10年継続して「従たる営業所」を当該県土整備事務所管内に有している。

(6) 工事の主任技術者として、「土木工事施工管理の手引き」(福岡県県土整備部)に示す以下のいずれかに該当する資格を有する技術者を配置できるか？
 ○1級もしくは2級の土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)、又は1級もしくは2級の建設機械施工管理技士の資格を有する者。
 ○技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」に係るもの、「農業-農業農村工学」、「森林-森林土木」若しくは「水産-水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
 ○実務経験者

今回の公募条件を満たさないため、協定を締結できません

(7) 前回(R7.3.24公募)の「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」の協定締結者か？

(7)ア 前回の「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」において不誠実な行為はなかったか？

(7)ア 令和3年度以降、福岡県県土整備部の出先機関、または国土交通省九州地方整備局及びその出先機関と災害時等の緊急時における協力者として協定を結んだ実績があるか？

(7)ア 令和3年度以降、福岡県または国土交通省九州地方整備局、北九州市、福岡市が発注した公共工事の施工実績があるか？

(7)ア 工事種別が土木一式または舗装工事で令和7年2月1日から令和8年1月31日の間に工事成績評定を受けた福岡県発注工事を完成^{※2}したか？

(7)ア その工事の平均点は65点以上か？

(7)イ 工事種別が土木一式または舗装工事で令和5年2月1日から令和8年1月31日の間に250万円以上の福岡県発注工事(評定の必要のない工事を除く)^{※1}を完成^{※2}したか？

今回の公募条件を満たさないため、協定を締結できません

(7)イ その内、工事成績評定を受けた工事は全て工事成績評点が65点以上か？

(8) 緊急対策工事に必要な資機材を確保できるか？

(9) 自主活動の実施は可能か？

(8) 緊急対策工事に必要な資機材を確保できるか？

申請パターン1

申請パターン2

※注意※
 ○詳細な条件は公募資料にて確認して下さい。
 ○本フローにより申請書を提出できると判定された場合においても、審査の結果協定を締結できないことがあります。

※1 評定の必要のない工事とは、県土整備部工事成績細目評定要領第3条に規定する工事
 (1) 災害応急仮工事：ア 風水災害協定に基づく緊急対策工事、イ 災害対応の緊急性により特命随意契約をした工事(アを除く)、ウ 災害工事で品質管理を伴わないもの(流木撤去工事、土砂撤去工事、その他これらに類するもの)
 (2) 役務的な工事：除草、側溝清掃、伐採・伐木、路面清掃
 (3) 工事を伴わない仮設資材、保守点検工事
 (4) 品質管理を伴わない管理工事：土砂置き場管理工事

※2 工事完成日は、完成通知書に記載の完成年月日